

## 第5章 計画の推進体制等

### 1 自殺対策の推進体制

自殺対策が最大限その効果を発揮して、「誰も自殺に追い込まれることのない群馬県」を実現するためには、県、市町村、関係機関・団体、企業、県民が連携・協働して取り組むことが重要なことから、それぞれが果たすべき役割を明確にし、共有した上で、相互の連携・協働を進めます。

#### (1) それぞれの役割

本県の自殺対策において、それぞれの主体の果たすべき役割は、次のように考えられます。

##### ア 県民

自殺対策の基本認識を踏まえ、主体的に自殺対策に取り組む必要があります。

また、自らの心の不調や周りの人の心の不調に気づき、適切に対処することができるよう、心の健康やうつ病等に対する理解と関心を深める必要があります。

##### イ 学校

心の健康の保持・増進や良好な人格形成、生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身に付けることへの支援を行う等、児童生徒の自殺を未然に防止し、予防するための教育を行うことが求められます。

また、学校における心の健康づくりを推進するため、スクールカウンセラーの配置や相談体制の充実を図る必要があります。

さらに、いじめを背景とした自殺を予防するため、いじめを早期に発見し、適切な対応ができるための体制を整えることや、児童生徒の良好な人間関係を築く力を育成することが求められます。

##### ウ 企業等（職場）

雇用する労働者の心の健康の保持に努めることなど、自殺対策において重要な役割を担っていることを認識し、積極的に自殺対策に参画することが必要です。

##### エ 民間団体・関係団体

自殺防止を目的とする活動団体のみならず、地域に根ざした様々な団体が自殺対策に寄与するという理解を深め、積極的に自殺対策に参画することが必要です。

また、職能団体や業界団体は、それぞれの活動内容の特性等に応じて自殺対策に寄与することから、積極的に自殺対策に参画することが必要です。

##### オ 市町村

住民にとって最も身近な行政機関として果たす役割は大きく、健康なまちづくり、安心・安全な地域づくりの要です。住民の身近な相談窓口として、自殺対策担当課のみならず、住民生活を支える様々な部署や窓口が連携して自殺対策に取り組むことが求められます。

##### カ 県

全県的に総合的な自殺対策を推進するとともに、地域の実情に応じた自殺対策を推進する体制を整えます。

また、自殺対策に取り組む市町村や関係団体等を支援し、より多くの民間団体・

関係団体等の協力や参画を求めるほか、本県における自殺の現状や自殺対策の課題を明らかにし、自殺対策を推進するための情報発信を行います。

## **(2) 検討組織・推進体制**

### **ア 群馬県自殺対策連絡協議会**

県、市町村、医療機関を始め、経済、労働、司法、福祉、教育、警察、大学等の各機関や団体が行う自殺対策が効果的に行われるよう、群馬県自殺対策連絡協議会を定期的開催し、関係機関・団体等との連携による総合的な自殺対策を推進します。

### **イ 群馬県自殺対策庁内連絡会議**

自殺対策を全庁的に推進するため、庁内関係各課と情報共有し、連携を図りながら各施策を推進します。

### **ウ 地域自殺対策連絡会議**

各保健福祉事務所において、保健、福祉、教育、医療、経済、労働、警察、消防、地域の民間・関係団体等で構成する地域自殺対策連絡会議を開催し、市町村や関係機関、関係団体等とともに地域の実情に応じた対策を推進します。

また、身近なところで相談・支援が受けられる、顔の見えるネットワークづくりを支援します。

### **エ 県と市町村による連携強化のための会議**

本県における自殺の現状や自殺対策の課題等を市町村と共有し、市町村の取組を推進します。

## **2 計画の見直し及び進行管理**

本計画の推進に当たっては、群馬県自殺対策連絡協議会及び群馬県自殺対策庁内連絡会議により、具体的な取組の進捗状況等を点検します。

また、県内の自殺の状況や国の動向等を踏まえ、適宜必要な見直しを行っていきます。